

富山県警察の識別章取扱要綱の制定について（例規通達）

富山県警察の警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年富山県条例第24号）及び富山県警察の警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する訓令（平成6年本部訓令第11号）の一部改正並びに富山県警察の警察官等の服制に関する訓令（平成14年本部訓令第27号）の全部改正に伴い、警察官等に貸与する装備品目に新たに識別章が加わり、制服での勤務中の着装が義務付けられたことから、その取扱いに適正を期するとともに、管理体制の確立を図るため、別添のとおり「富山県警察の識別章取扱要綱」を制定し、平成14年10月1日から施行することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

富山県警察の識別章取扱要綱

第1 目的

警察改革要綱に基づく警察官等の職務執行における責任の明確化を図るため、識別章の着装が導入され、警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）に貸与する装備品目の中に新たに識別章を加えたことから、その取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

第2 識別章

識別章は、本体と識別番号標から構成され、階級章と一体にして装着するものとする。

第3 識別章本体の種類

本体が金色の識別章は、警部補以上の警察官に貸与し、本体が銀色の識別章は、巡査部長以下の警察官及び交通巡視員に貸与するものとする。

第4 識別番号標

識別番号標の表面には、所属を表すアルファベット2文字とアラビア数字3文字を入れ、裏面には富山県警察の文字を入れる。なお、表示方法は次のとおりとする。

(1) 本部内所属

ア アルファベット2文字は、本部長並びに所属する部及び警察学校を示し、次の表のとおりとする。

職名・所属部名等	アルファベット文字	英 訳 表 記
本部長	CH	<u>C</u> hief of prefectural police headquarters
警務部	AD	Police <u>a</u> dministration department
生活安全部	SA	Community <u>s</u> afety department
地域部	CP	<u>C</u> ommunity police affairs department
刑事部	CR	<u>C</u> riminal investigation department
交通部	TR	<u>T</u> raffic department
警備部	SE	<u>S</u> ecurity department

警察学校	PS	Police school
------	----	---------------

イ アラビア数字3文字のうち、1文字目の数字は所属を表す。

ウ 識別番号は、2文字目と3文字目の数字2桁で表し、一連番号とする。

(2) 警察署

ア アルファベット2文字は、警察署を示し、次の表のとおりとする。

所 属 名	アルファベット文字	英 訳 表 記
入善警察署	NZ	<u>N</u> yuzen police station
黒部警察署	KU	<u>K</u> urobe police station
魚津警察署	UZ	<u>U</u> ozu police station
滑川警察署	NA	<u>N</u> amerikawa police station
上市警察署	KA	<u>K</u> amiichi police station
富山中央警察署	TC	<u>T</u> oyama <u>c</u> huo police station
富山南警察署	TM	<u>T</u> oyama <u>m</u> inami police station
富山西警察署	NS	Toyama <u>n</u> ishi police station
射水警察署	IM	<u>I</u> mizu police station
高岡警察署	TA	<u>T</u> akaoka police station
氷見警察署	HM	<u>H</u> imi police station
砺波警察署	TN	<u>T</u> onami police station
南砺警察署	NT	<u>N</u> anto police station
小矢部警察署	OY	<u>O</u> yabe police station

イ アラビア数字3文字は3桁の数字とし、警部補以上は001～199まで、巡查部長以下は201～499までの一連番号とする。

第5 識別章の貸与

- 1 識別章は、警察官等一人に対し、本体と識別番号標各3個を1組として貸与するものとする。
- 2 識別章は、交付を受けた各所属において管理するものとし、人事異動等の際には所属の長（以下「所属長」という。）は、他所属に異動する警察官等から識別章の返納を受けるとともに、新たに所属に配置となる警察官等に対し、識別章を貸与するものとする。

第6 識別章の交付、返納等

- 1 識別章の返納、交付又は再交付の申請、滅失又はき損の報告については、富山県警察の警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する訓令（平成6年富山県警察本部訓

令第11号) (以下「支給及び貸与訓令」という。) 第8条第1項及び第2項、第9条第1項及び第2項並びに第10条の規定のとおりとする。

2 所属長は、所属の警察官等の現員が増え、新たに識別章を貸与する必要があるときは、給貸与品交付・再交付申請書(支給及び貸与訓令別記様式第5号)により、警務部警務課長(以下「警務課長」という。)に申請するものとする。

3 所属長は、所属の警察官等の現員が減り、交付を受けている識別章の数が警察官等の現員数より多くなったときは、給貸与品返納書(支給及び貸与訓令別記様式第6号)により、当該事由の生じた日から7日以内に余剰分の識別章を警務課長に返納しなければならない。

4 識別章は、1個でも滅失又はき損した場合は、同一識別番号のものの再交付は行わないので、残る2個の識別章の使用を取りやめて欠番とし、新たな識別番号の識別章の交付を受け貸与するものとする。

第7 識別章の取扱い

警察官等は、次に掲げる事項に留意し、貸与された識別章を適正に取り扱わなければならない。

- (1) 他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (2) き損・滅失又は盗難に十分注意すること。
- (3) 記載事項を改ざんしないこと。

第8 識別章の管理

所属長は、識別番号表(別記様式)により交付を受けた識別章の管理を行うとともに、その写しを警務課長に送付するものとする。この場合において、人事異動等により識別番号表の内容に変更が生じた時は、その都度新たな識別番号表を作成しなければならない。

(様式省略)